

第8節 都市の美観・生活環境の保全

1. 都市の美観・生活環境の現状

本市は、高尾山や浅川などに代表されるような自然豊かなまちです。その半面、駅を中心に多くの人が行き来し、様々な商品やサービスを提供する飲食店や娯楽施設などが集積し、市民生活の多様化と共に商店の経営スタイルも変化してきています。

こうした状況の中、マナーやモラルの欠如から、歩きたばこや吸殻のポイ捨て、放置自転車、違法看板の設置やはみ出し営業が行われるなど、まちの美観が損なわれてきています。さらに、都市化に伴い電波障害などの問題も起きています。

また、自然が豊かな半面、害虫や雑草に関する相談も多く寄せられています。

一方、市民・事業者が中心となって取り組んでいる駅前や沿道の花づくり事業や町会・自治会などが行っている地域や河川の清掃活動などまちの美化活動は活発に行われています。

市においても、様々な制度づくりや啓発活動などを展開し、誰もが住み良い環境づくりに取り組んでいきます。

2. 都市の美観・生活環境への取り組み

(1) 路上喫煙対策

歩きたばこによる火傷の被害などの歩行空間の危険、たばこの吸殻のポイ捨てによるまちの美観の損失など、喫煙マナーの欠如による迷惑喫煙が社会的問題となっています。

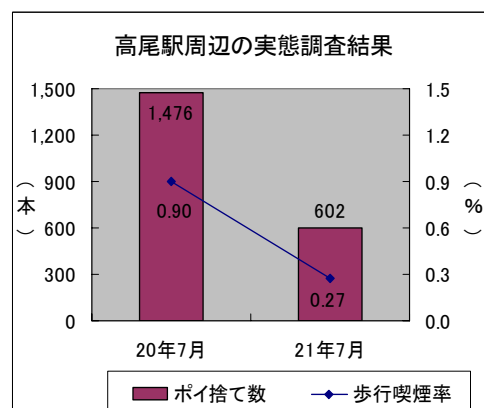
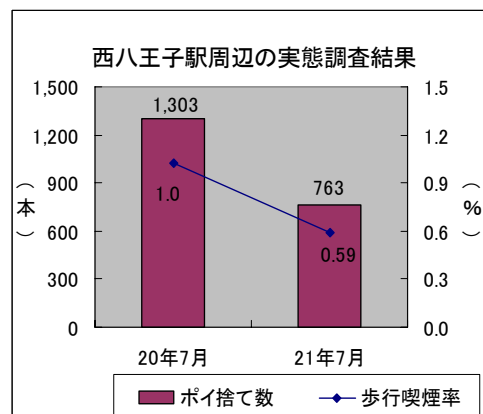
「八王子市路上喫煙の防止に関する条例」は、市民の皆さまからの強い要望を受け制定し、19年1月1日より市内全域で路上での歩きたばこを禁止しました。その後、歩行者が多く、歩きたばこ等による危険性の高かった八王子駅北口・南大沢駅周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定し、喫煙スポットを除く路上での喫煙行為を禁止しました。

21年4月1日からは西八王子駅・高尾駅周辺も「路上喫煙禁止地区」に指定しました。

毎年実施している路上喫煙等の実態調査の結果では、各駅周辺で、歩行喫煙率、たばこのポイ捨て数は大幅に減少し、禁止地区指定の効果が見られます。

喫煙者と非喫煙者が共存できるまちにするためには禁止地区指定などの規制とともに、喫煙マナーの普及と向上が必要です。そのため、「喫煙マナーアップキャンペーン」をいちょう祭りや成人式などの会場で計8回実施しました。全関東八王子夢街道駅伝の際には、123名の市民・事業者の方にも参加いただきました。

今後も喫煙者のマナー向上を図るため、啓発活動を継続していきます。



※ 歩行喫煙率 (%) = 歩行者喫煙数 / 歩行者数 × 100

（２）放置自転車対策

放置自転車は、通行の妨げになることにより交通事故を誘発し、災害時の救急・消火活動の妨げにもなるほか、町の美観も損ないます。

このようなことから市は、駅周辺の放置自転車対策として、自転車駐車を整備するとともに、放置禁止区域内の放置自転車は即時に撤去しています。

また、通勤・通学利用など長時間駐輪の対策として、八王子駅南口、西八王子駅北口、八王子みなみ野駅に自転車駐車を整備したほか、買い物利用などの短時間駐輪については、南大沢駅に「駐輪帯（歩道上の短時間利用者用自転車駐車場）」を設置しました。今後も中心市街地の周辺へ駐輪帯の増設を検討していきます。



南大沢駅北自転車駐輪帯

（３）違法看板とはみ出し営業対策

良好な都市景観を保全するため、電柱や歩道にある立看板、はり看板、はり紙などの捨て看板について、１５年７月に「八王子市捨て看板防止条例」を施行しました。特に捨て看板の多かったＪＲ八王子駅周辺を重点区域に指定して厳しく対応したことや、約９５０名の捨て看板除去協力員と協働して違反看板の除却に努めたことにより、市内の捨て看板は大幅に減少しました。

一方、違法な置き看板などについては、取り締りを強化するため、１９年３月に「八王子市生活の安全・安心に関する条例」を改正し、市内全域で公共の場は無許可で看板を設置したり、商品を陳列することを禁止しました。同年６月にはＪＲ八王子駅北口周辺を「置き看板等放置行為防止重点区域」に指定し、指導を強化したことで違法な置き看板などは大幅に減少してきています。

（４）美観の保持



町の清掃

市全域を対象に、『美しい八王子をつくる会』による町と川の清掃美化活動を実施し、美化意識の徹底についての呼びかけをしています。５月３１日（日）は町の清掃を、２０８団体、１５,０８６人の参加のもと、空き缶４８０kg、可燃・不燃ごみ１３,４６０kgを拾い集めました。

また、９月６日（日）には川の清掃を、２０２団体、１１,７７９人の参加のもと、可燃・不燃ごみ１６,９３０kgのごみを拾い集めました。活動内容も拡充し、参加する団体数や個人の方々も回を重ねるごとに増え続けていますが、市民一人ひとりがごみのない住みよいまちにするよう努めることが大切と考えます。

（５）害虫対策

市民の皆さんから、ダニ、蚊、ハト、ネズミなど害虫などの駆除相談が多く寄せられており、その数は、年間１，７００件を超えています。この中でもハチの駆除相談が最も多く、２１年度においては、１，４１７件の相談が寄せられました。このハチに関する相談は１年を通じてありますが、中でもハチの活動が活発になる６月から１１月に多く、特に７月、８月、９月の３ヶ月間で１，０００件を超える相談がありました。

市ではハチを含め害虫などの駆除を直接行っていませんが、駆除方法の簡単な説明や駆除業者の紹介、またハチの駆除をご自分で行われる方のために、防護服および殺虫剤の貸し出しを無料で行っています。

自然環境が豊かな八王子では、ハチなどの生き物が多く生息しています。

市では、市民の皆様へ、ハチに対しての理解を深めていただくため、市民の方、大学との協働により、ハチ対策冊子「教えて『ハチ博士』」を作成し、事務所および市民センターなどで配付しています。また、市のホームページからもダウンロードできます。



ハチ対策冊子

（６）空閑地の雑草対策

「八王子市民の生活環境を守る条例」に基づき、空閑地の雑草対策として、病虫害の発生や防犯上の観点から、適正に管理されていない土地の所有者等に対して、雑草の除去および清掃管理等の指導を行っています。

市へ寄せられる苦情等のなかでも、改善の見られない空閑地については、地元の町会、自治会などと協力し、雑草対策に取り組んでいます。

（７）電波障害の未然防止

テレビ放送は、受信機の普及により社会における情報伝達的手段としてきわめて重要な役割を果たしています。しかし、都市化の進展による高層建築物等の建築に起因する障害や、電氣的雑音などにより、受信障害が発生する場合があります。

テレビの受信障害は、建築物に起因するものが最大の要因となっています。市では、建築物による受信障害を未然に防止するため、「八王子市民の生活環境を守る条例」により、原因者による対策を義務付けています。さらに、八王子市集合住宅等建築指導要綱に基づき高さ１０ｍ以上の建築物の建築について事前協議を行い、計画時点における調査等について事前確認を行うなど、受信障害対策の指導を行っています。

特に２３年７月２４日までにアナログ放送が終了し、地上デジタル放送に完全移行することから、移行を踏まえた電波障害対策をお願いしています。